



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年4月27日水曜日 第2262号外1

◇ 目 次 ◇
条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

○愛媛県条例第37号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年4月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第22条の6 省略</p> <p><u>（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）</u></p> <p>第22条の7 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p>	<p>附 則</p> <p>第22条の6 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。